

袖ヶ浦市こども計画 概要版

令和8年3月

袖ヶ浦市

1 計画策定の背景と趣旨

(本編P1)

現在、我が国のこどもや子育て家庭を取り巻く社会環境は大きく変化しており、ライフスタイルや価値観のさらなる多様化が進んでいます。同時に、子育て家庭が周囲からの支援を得ることが困難な状況となっています。

このような状況を踏まえ、国では、すべてのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、「こども基本法」を施行しました。令和5年4月には、「こども家庭庁」が発足しています。さらに、令和5年12月には、こども基本法の理念に基づいてこども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する基本的な方針と重要事項を定めた「こども大綱」が閣議決定されています。

こども基本法では、都道府県に対してこども大綱を勘案した「都道府県こども計画」の作成を求め、市町村に対してはこども大綱及び都道府県こども計画を勘案した「市町村こども計画」の策定に努めることを定めています。

これを受けて袖ヶ浦市では、こども大綱や千葉県こども・若者みらいプラン（千葉県こども計画）等を勘案し、こども基本法、子ども・子育て支援法、次世代育成支援対策推進法、子ども・若者育成支援推進法及びこどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づいた、こども施策にかかる一体的な計画として子育て応援プランを包含した「袖ヶ浦市こども計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

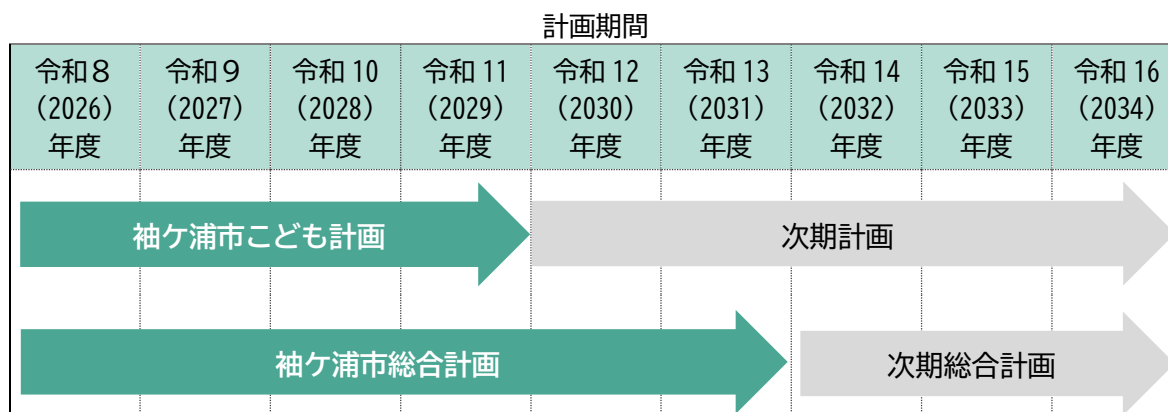
(本編P3)

本計画は、まちづくりの基本となる「袖ヶ浦市総合計画」を上位計画として、福祉分野における「袖ヶ浦市地域福祉計画（第4期）」のほか、その他の関連計画との整合性を図りながら、施策を推進していきます。

3 計画の期間

(本編P4)

本計画の期間は、子ども・子育て支援法等の規定に基づき、5年を1期として令和7年度からスタートした子育て応援プラン（第3期）の終期に合わせて、令和8年度から令和11年度までの4年間としますが、関連法の改正や社会情勢の変化、本市総合計画との整合などを考慮し、必要に応じて計画期間中の見直しを行います。



4 基本理念

(本編P61)

本計画では、「こどもまんなか社会」の実現に向け、袖ヶ浦市子育て応援プラン(第3期)の理念や方向性などを引き継ぎ、世代や分野を超えて、すべての市民が一体となり、こどもの未来のために考え、行動する社会を目指します。その実現のためには、誰もが他者の気持ちを理解し、寄り添う心を育み、互いを思いやる行動をとることが不可欠です。こども・若者の健やかな成長を支え、未来を明るく照らし、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会の実現を目指し『すべての「こども・若者」が、笑顔で成長できるまち みんなでつくる、こどもまんなかそでがうら』を基本理念とします。

基本理念

すべての「こども・若者」が、
笑顔で成長できるまち
みんなでつくる、こどもまんなかそでがうら

5 計画推進のための基本的視点

(本編P62)

基本理念となる『すべての「こども・若者」が、笑顔で成長できるまち みんなでつくる、こどもまんなかそでがうら』を実現するための施策を推進する、基本的な視点は、次のとおりです。

- (1) こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- (2) こども・若者、子育て当事者の視点を尊重する
- (3) ライフステージに応じて切れ目なく支援する
- (4) 良好な成育環境を確保し、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- (5) 若い世代の生活の基盤の安定を図る

6 施策体系

(本編P64)

[基本理念]

[施策分野]

[施策/取組の方向性]

すべての「子ども・若者」が、笑顔で成長できるまち
みんなでつくる、子どもまんなかそでがら

1 子ども・若者の
ライフステージ
を通じた施策
分野

- (1) 子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
 - ①子どもの権利に関する理解促進
- (2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
 - ①安心して遊べる環境の整備
 - ②社会を生き抜く力の育成
- (3) 子ども・若者への切れ目のない保健・医療の提供
 - ①子ども・若者への保健・医療の提供
- (4) 子どもの貧困対策
 - ①経済的に困難な子どもの支援
- (5) 障がい児支援・医療的ケア児等への支援
 - ①障がい児施策の充実
- (6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
 - ①児童虐待防止対策の充実
- (7) 子ども・若者の自殺対策・犯罪などから子ども・若者を守る取組
 - ①子どもを取り巻く有害環境対策の推進
 - ②被害にあった子どもの支援の推進
 - ③子どもの交通安全を確保するための活動の推進
 - ④子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

2 子ども・若者の
ライフステージ
に応じた施策
分野

- (1) 子どもの誕生前から幼児期までの支援
 - ①保育サービスの充実
 - ②切れ目ない妊産婦・乳幼児に関する保健対策の充実
 - ③食育等の推進
- (2) 学童期・思春期の支援
 - ①子どもが安心して過ごし学ぶことのできる公教育の提供
 - ②子どもの健全育成環境の充実
 - ③子どもの生きる力を育てる学校の教育環境等の整備
 - ④学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実
 - ⑤未来の親の育成
- (3) 青年期の支援
 - ①高等教育の修学支援
 - ②就労支援、雇用と経済的基盤の安定
 - ③結婚を希望する方への支援
 - ④悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

3 子育て当事者を
支える施策分野

- (1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
 - ①子育てに係る経済的負担の軽減
- (2) 地域子育て支援、家庭教育支援
 - ①地域における子育て支援サービスの充実
 - ②子育て支援ネットワークづくりと人材の活用
 - ③子どもの健やかな成長を見守る地域づくり
 - ④家庭や地域の教育力の向上
- (3) 共働き・子育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
 - ①仕事と生活の調和を実現するための働き方の見直し等
 - ②仕事と子育ての両立のためのサービス基盤の整備
- (4) ひとり親家庭への支援
 - ①ひとり親家庭等の自立支援の推進

施策分野1 こども・若者のライフステージを通じた施策分野

(1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

① こどもの権利に関する理解促進

こども・若者が自由に発言できる機会を確保するとともに、権利の主体として尊重され、その意見が尊重される場を家庭や学校、地域などで提供することが重要です。

こども・若者が自らの権利を理解し意見を表明できるよう、情報提供や周知啓発を行うとともに、こどもまんなか社会の形成に向けた機運を醸成し、社会参画の機会を広げる取組を推進します。

事業・取組名

- こどもの権利に関する啓発
- こどもまんなか社会の形成に向けた機運の醸成
- こども・若者からの意見聴取

(2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

① 安心して遊べる環境の整備

こどもやその家族等が安全な環境で安心して遊ぶことのできる公園や遊び場等の整備に努めるとともに、屋内の遊び場、居場所の確保について取り組みます。

事業・取組名

- 都市公園の整備
- 多様な居場所の確保
- 子どもの遊び場の適正管理等
- 放課後こども教室推進事業

② 社会を生き抜く力の育成

遊びや体験活動は、こども・若者の健やかな成長を促し、認知的・社会情動的スキルの育成や健康維持、さらには生涯の幸せに結びつきます。そのため、地域資源の活用を通じ、年齢や発達に応じた多様な体験活動の機会を地域の格差なく意図的に創出します。また、家庭や地域、学校などが連携してこどもの読書活動や基本的な生活習慣の定着を支援します。

事業・取組名

- 青少年教育推進事業
- 青少年健全育成団体への支援
- ブックスタート事業
- ねがたオープンキャンパス（ねこまる）
- 生涯学習ボランティア促進事業

(3) こども・若者への切れ目のない保健・医療の提供

① こども・若者への保健・医療の提供

すべての保護者が心のゆとりをもてるよう、妊娠から出産、子育て期までをトータルにサポートする体制を整え、孤立感や不安を軽減しながら、子育て支援等の充実を図ります。また、望まない妊娠の予防・減少のため、性に関する正しい知識を周知・啓発していきます。

事業・取組名

- 子育て支援アプリの活用・その他子育て情報の充実
- 性に関する正しい知識の啓発・指導
- 未成年者の喫煙、飲酒、薬物乱用の防止対策等
- 各種相談
- 地域子育て支援ネットワークの推進

(4) こどもの貧困対策

① 経済的に困難なこどもの支援

子育て当事者の日々の生活を安定させる観点から、様々な支援を検討するなど経済的支援の効果を高めるとともに、必要な世帯へ支援の利用を促していきます。

事業・取組名

- 要保護・準要保護児童生徒への援助費の支給
- 地域福祉活動団体支援事業

(5) 障がい児支援・医療的ケア児等への支援

① 障がい児施策の充実

特別支援教員を全小中学校に配置し、一人ひとりのニーズに応じた適切な教育的支援を行います。

保育所（園）においては、公立・私立とも障がいの程度に応じて受け入れており、放課後児童健全育成事業においても受入れの拡充を図ります。

障がいの有無にかかわらず、安心して共に暮らすことができる地域づくりを進めるため、地域における障がい児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターの強化や保育所等への巡回支援の充実を図るなど、地域における障がい児の支援体制の強化や保育所等におけるインクルージョンを進めます。

特別支援学級については、一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの場の整備・充実を図り、インクルーシブ教育システムの構築を進めます。

また、経済的負担の軽減を図るため、障がい児を対象とした在宅福祉サービスの提供等を行います。

事業・取組名

- 療育支援事業
- 巡回相談員の派遣
- 通級による指導
- 小中学校特別支援教員活用事業
- 特別支援教育総合推進事業専門家チーム会議
- 放課後児童健全育成事業での障がい児受入れ
- 障がい児支援サービスの提供
- 障がい児保育

(6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

① 児童虐待防止対策の充実

こども家庭センターが保育所（園）・幼稚園・学校等と緊密な連携をとり、妊娠・出産・育児期に養育支援を必要とする家庭の早期把握と適切な支援への対応に努めるとともに、

要支援児童及び要保護児童等への支援や児童虐待の予防等に包括的に取り組みます。

「要保護児童対策地域協議会」を組織し、児童虐待に係る情報の交換や、個別虐待ケースの解決方策の検討、啓発活動等に取り組むとともに、相談対応や援助技術の提供等により、相談体制の強化を図ります。

また、ヤングケアラーなど、自ら支援を求めない人や求めることができない人を早期に把握し、支援につなげられるように、引き続き取り組みます。

事業・取組名

- 児童虐待に対する相談の充実
- 要保護児童対策地域協議会の充実
- 児童相談所との連携による児童虐待予防体制の強化
- 民生委員・児童委員、主任児童委員の活用による児童虐待防止
- 支援対象児童等見守り事業

(7) こども・若者の自殺対策・犯罪などからこども・若者を守る取組

① こどもを取り巻く有害環境対策の推進

各種メディア等への過度な依存による弊害について啓発するとともに、情報モラルに関する指導を推進します。また、自ら命を絶つこども・若者を減らすために命の大切さについて教育を行います。

事業・取組名

- 小中学校情報教育推進事業、学校ICT教育支援事業
- 命の大切さについての教育

② 被害にあったこどもの支援の推進

犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けたこどもについて、学校等の関係機関と連携し、カウンセリングや保護者に対する助言など、きめ細かな支援を実施します。

事業・取組名

- 被害にあったこどもに対する相談体制の強化
- 心の相談事業
- 小学校スクールカウンセラー活用事業

③ こどもの交通安全を確保するための活動の推進

通学路における道路改良工事及び交通安全対策工事を推進し、安全な道路交通環境の実現を図ります。

また、保育所（園）、幼稚園、小中学校、関係団体等との連携・協力体制の強化を図り、交通安全教育指導、交通安全啓発活動に取り組み、総合的な交通事故防止対策を推進します。

事業・取組名

- 安全な道路交通環境の整備
- 交通安全教育指導事業
- 交通安全啓発事業
- 通学路交通安全プログラム

④ こどもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

市、学校、警察等の関係機関や、防犯ボランティア団体が、情報を共有したうえで、連携して防犯活動等に取り組みます。また、災害等からこどもを守るために、保育所（園）・幼稚園・学校等において定期的な避難訓練等を実施します。

事業・取組名

- 交通・防犯ボランティア等への支援と各種パトロールの実施
- 各種パトロール（学校関連）
- 子ども110番連絡所
- 各種防犯講習・啓発
- 通学路交通安全プログラム【再掲】
- 不審者情報の提供
- 小中学生への携帯型防犯ブザーの購入補助
- 自主防災活動

施策分野2 こども・若者のライフステージに応じた施策分野

(1) こどもの誕生前から幼児期までの支援

① 保育サービスの充実

こどもと子育て家庭が安心して保育サービスを利用することができるよう、保育所（園）等の整備をはじめ、地域型保育事業、延長保育・障がい児保育の充実を図ります。

あわせて、保育の質の向上のため、保育士の外部研修の充実や、保育所（園）内における自主研修の実施等による人材育成に努めます。

事業・取組名

- 通常保育
- 延長保育
- 私立保育園施設の支援
- 公立保育所等の環境改善
- 保育士等の資質・専門性の向上・保育基盤の強化
- 入所待ち補助金事業
- 待機児童対策のための保育所等の整備
- 待機児童対策のための地域型保育事業の推進
- 保育所（園）の園庭開放
- 地域世代間交流事業
- 療育支援事業【再掲】
- 障がい児保育【再掲】

② 切れ目ない妊産婦・乳幼児に関する保健対策の充実

妊娠期から出産、子育てまで、各ライフステージに関する情報発信に努めるとともに、相談体制を充実させ、必要な支援へと結びつけます。

事業・取組名

- 母子保健に関する各種相談・教室
- 妊産婦・乳児健康診査
- 妊産婦・新生児訪問指導
- 産後ケア事業
- 歯科疾患予防等事業
- 幼児健康診査
- 予防接種事業
- こども家庭センター運営事業
- 妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業
- 子育て支援アプリの活用・その他子育て情報の充実【再掲】

③ 食育等の推進

乳幼児から望ましい食習慣を定着させ、家庭で健全な食生活を営むことができるよう支援の充実に努めます。

また、生活習慣病の発症予防・重症化予防に関する知識の普及啓発に取り組みます。

事業・取組名

- 生活習慣の確立への支援強化

(2) 学童期・思春期の支援

① こどもが安心して過ごし学ぶことのできる公教育の提供

学校は、こどもにとって学びと成長の場であり、安心できる居場所となるよう、教育環境の充実を図ります。また、地域との連携を深められるよう、スポーツ・文化活動の場を整備します。

事業・取組名

- 小中学校基礎学力向上支援教員配置事業
- 総合型地域スポーツクラブ活性化事業
- 教育相談事業
- 教育支援教室運営事業
- 小中学校情報教育推進事業、学校ICT教育支援事業【再掲】
- 小学校スクールカウンセラー活用事業【再掲】

② こどもの健全育成環境の充実

放課後や週末等に、地域において児童が自主的に参加し、自由に遊べ、学習や様々な体験活動、地域住民との交流活動等を行うことができる安全・安心な居場所づくりを進めるとともに、小中学生の自然体験、総合型地域スポーツクラブ等、多様な体験活動の場や学習機会を提供して、児童の健全育成に取り組みます。

事業・取組名

- 放課後児童クラブ支援事業
- 放課後児童クラブの環境改善
- 子どもの遊び場の適正管理等【再掲】
- 放課後こども教室推進事業【再掲】
- 青少年教育推進事業【再掲】
- 青少年健全育成団体への支援【再掲】
- 総合型地域スポーツクラブ活性化事業【再掲】

③ こどもの生きる力を育てる学校の教育環境等の整備

外国語教育、情報教育、読書教育、多様な体験活動を引き続き推進するとともに、スクールカウンセラー等の配置により思春期に多い悩みごとへの相談対応に取り組みます。

また、学校評議員制度や学校評価の活用等により、地域及び家庭と学校との連携・協力を図り、地域に根ざした開かれた学校づくりを進めます。

事業・取組名

- 外国語教育支援事業
- 学校評議員制度推進
- 小中学校読書教育推進事業、学校図書館支援センター運営事業
- 学校音楽鑑賞教室の開催
- 小中学校体験活動推進事業
- 小中学校情報教育推進事業、学校ICT教育支援事業【再掲】
- 心の相談事業【再掲】
- 小学校スクールカウンセラー活用事業【再掲】
- 小中学校基礎学力向上支援教員配置事業【再掲】

④ 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

未来の親となる子どもたちの将来に向け、心身の健康や性に関する正しい知識の普及や、喫煙、飲酒、薬物乱用の防止等に取り組みます。

事業・取組名

- 性に関する正しい知識の啓発・指導【再掲】
- 未成年者の喫煙、飲酒、薬物乱用の防止対策等【再掲】
- 生活習慣の確立への支援強化【再掲】

⑤ 未来の親の育成

子どもは未来の親になるという認識のもと、豊かな人間性の形成や、自立した家庭を築く糧となる、思いやりの心と、ともに生きる「福祉の心」を育むため、福祉体験学習等の福祉教育を推進します。

事業・取組名

- 家庭教育総合推進事業
- 福祉教育
- 人権擁護事業

(3) 青年期の支援

① 高等教育の修学支援

若者が、家庭の経済状況にかかわらず、高等教育機関に進学するチャンスを確保できるよう、高等教育段階の修学支援を行います。

事業・取組名

- 奨学資金の貸付

② 就労支援、雇用と経済的基盤の安定

働き方の見直しや育児休業等の取得率向上に向けて、情報提供や啓発活動を行います。また、若者の就職活動では、ハローワークや若者サポートステーションを活用した再就職支援を強化します。

事業・取組名

- ワーク・ライフ・バランスの普及促進に向けた啓発活動
- 特定事業主行動計画の運用
- 雇用促進事業
- 就労支援事業

③ 結婚を希望する方への支援

若者の意識調査結果では、結婚したくないと考える理由として「理想の相手にめぐりあえるかどうか」の割合が高く、その対応として、地方公共団体等による出会いの機会創出を広域展開や官民連携、伴走型支援を通じて強化します。

事業・取組名

- 結婚応援事業
- 若者の仲間づくり支援

④ 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

こども・若者自身がこころの健康や相談先に関する情報を身近に知ることができるよう SNS等による相談等、国・県・民間事業所が実施しているものも含めた様々な相談先について、わかりやすく周知をするとともに、悩みを抱える方を支援に繋げられるための情報提供を行い、相談支援の利用促進を図ります。

事業・取組名

- 自立相談支援
- こども家庭センター（家庭児童相談）

施策分野3 子育て当事者を支える施策分野

(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

① 子育てに係る経済的負担の軽減

ひとり親世帯をはじめ、経済的な負担や不安を抱える多くの子育て家庭に対応するため、妊婦のための支援給付、高校生までのこどもの医療費助成や幼児教育・保育の無償化の実施等により、子育てに係る経済的負担の軽減を図ります。

事業・取組名

- 高校生までの子どもの医療費助成
- 幼児教育・保育の無償化
- 妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業【再掲】

(2) 地域子育て支援、家庭教育支援

① 地域における子育て支援サービスの充実

子育て支援センターをはじめとして、気軽に相談ができる体制を強化するとともに、子育て支援アプリを活用するなど、必要な子育て支援サービスの情報提供に努めます。

また、一時預かりや病児・病後児保育事業等、地域における子育て支援サービスの更なる拡充に取り組むとともに、国の改正に合わせ「こども誰でも通園制度」への対応を進めます。

事業・取組名

- 地域子育て支援拠点事業
- 産前産後ヘルパー派遣事業
- ファミリー・サポート・センター事業
- 子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）
- 病後児保育
- 病児保育
- 一時預かり事業等
- 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
- 子育て支援アプリの活用・その他子育て情報の充実【再掲】
- 各種相談【再掲】
- こども家庭センター運営事業【再掲】
- 放課後児童クラブ支援事業【再掲】
- 放課後児童クラブの環境改善【再掲】

② 子育て支援ネットワークづくりと人材の活用

地域における子育て支援ネットワークの形成を促進し、各種の子ども・子育て支援が、利用者に十分認知されるよう、多様な情報提供に努めます。

また、地域住民の多くが子育てへの関心・理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、子育て支援を行っているボランティア・NPOとの連携を図り、子育て支援の担い手となる人材の確保、活用を図ります。

事業・取組名

- 子育て支援ボランティア・NPOへの支援
- 子どもを育む学校・家庭・地域連携事業
- 青少年育成袖ヶ浦市民会議・地区住民会議
- 子育て支援アプリの活用・その他子育て情報の充実【再掲】
- 地域子育て支援ネットワークの推進【再掲】
- 地域福祉活動団体支援事業【再掲】
- ファミリー・サポート・センター事業【再掲】

③ こどもの健やかな成長を見守る地域づくり

地域全体がこどもの成長を見守り、支える機運を醸成するため、日常の活動を通じて関係機関の相互連携の強化と地域ネットワークの構築を図ります。

事業・取組名

- 地域子育て支援ネットワークの推進【再掲】

④ 家庭や地域の教育力の向上

家庭や地域の役割や責任についてそれぞれが自覚し、地域全体で教育に取り組む体制を整えることにより、地域の教育力の向上を図ります。

事業・取組名

- すきすき絵本タイム事業
- ブックスタート事業【再掲】
- ねがたオープンキャンパス（ねこまる）【再掲】
- 家庭教育総合推進事業【再掲】
- 福祉教育【再掲】
- 子どもを育む学校・家庭・地域連携事業【再掲】

(3) 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

① 仕事と生活の調和を実現するための働き方の見直し等

働き方改革や育児休業等の取得に係る情報提供や啓発活動を行うことと併せて、企業や事業主に対してワーク・ライフ・バランスに関する法律や制度、優良事例等に関する情報提供を行います。

また、男性の子育てや介護への参画を促進するため、講座等を開催して意識啓発を図ります。

事業・取組名

- 男性の子育て・介護の参画促進
- ワーク・ライフ・バランスの普及促進に向けた啓発活動【再掲】
- 特定事業主行動計画の運用【再掲】

② 仕事と子育ての両立のためのサービス基盤の整備

様々な保育サービスや放課後児童健全育成事業、ファミリー・サポート・センター事業など、多様な働き方に対応した子育て支援サービスの充実を図ります。

事業・取組名

- 私立保育園施設の支援【再掲】
- 待機児童対策のための保育所等の整備【再掲】
- 待機児童対策のための地域型保育事業の推進【再掲】
- 放課後児童クラブ支援事業【再掲】
- 放課後児童クラブの環境改善【再掲】
- ファミリー・サポート・センター事業【再掲】
- 病後児保育【再掲】
- 病児保育【再掲】
- 一時預かり事業等【再掲】
- 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【再掲】

(4) ひとり親家庭への支援

① ひとり親家庭等の自立支援の推進

母子及び父子並びに寡婦福祉法等の趣旨を踏まえ、ひとり親家庭等の現状を把握しつつ、母子・父子自立支援員による自立支援相談の充実を図るとともに、きめ細かな福祉サービスの展開と各種手当等の経済的な支援に取り組みます。

事業・取組名

- ひとり親家庭等医療費等の助成
- 母子・父子自立支援員による母子家庭等の親に対する自立就業相談
- 母子生活支援施設への入所

8 教育・保育の内容と供給体制

(本編P87)

(1) 各年度における教育・保育の量の見込みと確保方策

ニーズ調査及び人口推計等を元に算出した、各年度の教育・保育の量の見込み及び確保方策は以下のとおりです。

単位：人

年齢 認定	0歳児		1・2歳児		3～5歳児	
	3号認定		2号認定		1号認定	
令和7年度	推計児童数		502	1,038	1,761	
	量の見込み	必要利用定員総数(A)	82	617	959	525
		(保育利用率)	16.3%	59.4%	54.5%	
	確保方策	特定教育・保育施設	156	524	1,060	435
		特定教育・保育施設以外の幼稚園				340
		特定地域型保育事業	32	96		
確保方策合計(B)		188	620	1,060	775	
差(B-A)		106	3	101	250	
令和8年度	推計児童数		514	1,022	1,774	
	量の見込み	必要利用定員総数(A)	84	634	997	512
		(保育利用率)	16.3%	62.0%	56.2%	
	確保方策	特定教育・保育施設	156	524	1,060	225
		特定教育・保育施設以外の幼稚園				340
		特定地域型保育事業	32	115		
確保方策合計(B)		188	639	1,060	565	
差(B-A)		104	5	63	53	
令和9年度	推計児童数		499	1,056	1,662	
	量の見込み	必要利用定員総数(A)	82	658	964	464
		(保育利用率)	16.4%	62.3%	58.0%	
	確保方策	特定教育・保育施設	156	524	1,060	225
		特定教育・保育施設以外の幼稚園				340
		特定地域型保育事業	32	134		
確保方策合計(B)		188	658	1,060	565	
差(B-A)		106	0	96	101	
令和10年度	推計児童数		506	1,052	1,658	
	量の見込み	必要利用定員総数(A)	83	658	992	448
		(保育利用率)	16.4%	62.5%	59.8%	
	確保方策	特定教育・保育施設	156	524	1,060	225
		特定教育・保育施設以外の幼稚園				340
		特定地域型保育事業	32	134		
確保方策合計(B)		188	658	1,060	565	
差(B-A)		105	0	68	117	

	年齢	0歳児	1・2歳児	3～5歳児	
	認定	3号認定	2号認定	1号認定	
令和11年度	推計児童数	490	1,020	1,616	
	量の見込み	必要利用定員総数（A）	80	638	998
		（保育利用率）	16.3%	62.5%	61.8%
	確保方策	特定教育・保育施設	156	524	1,060
		特定教育・保育施設以外の幼稚園			225
		特定地域型保育事業	32	134	340
確保方策合計（B）	188	658	1,060	565	
差（B－A）	108	20	62	142	

（2）地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

対象事業	単位	項目	令和7年度	令和11年度
延長保育事業	人	量の見込み	1,022	968
		確保方策	1,030	1,030
放課後児童健全育成事業	人	量の見込み	1,110	1,112
		確保方策	1,168	1,218
子育て短期支援事業	人日	量の見込み	23	21
		確保方策	23	23
地域子育て支援拠点事業	人日	量の見込み	19,565	19,160
		確保方策	20,000	20,000
一時預かり事業（幼稚園型）	人日	量の見込み	10,871	9,978
		確保方策	11,000	11,000
一時預かり事業 （その他の一時預かり）	人日	量の見込み	3,479	3,295
		確保方策	3,550	3,550
病児保育事業（病後児、病児保育）	人日	量の見込み	173	162
		確保方策	3,120	3,120
病児保育事業 （体調不良児対応型）	人日	量の見込み	358	337
		確保方策	358	337
子育て援助活動支援事業	人日	量の見込み	256	230
		確保方策	300	300
利用者支援事業	か所	量の見込み	2	2
		確保方策	2	2
妊婦に対する健康診査	回	量の見込み	5,873	5,740
乳児家庭全戸訪問事業	人	量の見込み	468	456
子育て世帯訪問支援事業	人	量の見込み	32	33
		確保方策	32	33
親子関係形成支援事業	人	量の見込み	20	20
		確保方策	20	20
妊婦等包括相談支援事業	回	量の見込み	1,746	1,707
		確保方策	1,746	1,707
乳児等通園支援事業 （こども誰でも通園制度）	人日	量の見込み	9※	13
		確保方策	9※	13
産後ケア事業	人日	量の見込み	20	20
		確保方策	42	42

※乳児等通園支援事業は新規事業のため、初年度の令和8年度の数値を令和7年度の欄に記載しています。

(1) 計画推進体制の構築

本計画に含まれる分野は、保健・医療・福祉、教育・生涯学習、就労・雇用、交通・防犯などの様々な施策分野にわたります。このため、子ども施策に関わる関係部課間の緊密な連携に努めながら、総合的で効果的な計画の推進を図ります。

また、計画推進にあたっては、子ども・子育て支援会議において、各年度における計画の進捗状況の把握・点検と、子育て支援についての問題提起・提案を行い、その結果をその後の対策や計画の見直しなどに反映させていきます。

(2) 関係機関との連携強化

本計画は、児童福祉にとどまらず、教育、保健、都市計画、産業経済など、庁内の様々な関係課にわたること、また、4年間の計画的な取組が必要であることから、市内の子育て支援に関わる団体や児童相談所、保健所、教育機関、警察などとの連携を強化するとともに、庁内の連絡・調整に取り組んでいきます。

(3) 計画の内容と実施状況の公表

本計画の策定、変更にあたっては、広報紙、ホームページにより、広く市民に周知するとともに、進捗状況についても毎年、公表するものとします。

(4) 個別の事業・取組の評価と見直し

計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するためには、計画の進行状況の定期的なフォローアップが必要です。

毎年度実施する「子育てアンケート」による市民意識の経年的変化を踏まえ、個別の事業・取組の毎年の進捗状況を点検・評価し、これを公表します。その結果を基に、PDCAサイクルでより効率的で効果的な施策の推進を目指します。